

基労補発第 0120001 号

平成 15 年 1 月 20 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

じん肺法施行規則の改正に伴う労災補償上の取扱いに関する留意事項等について

平成 15 年 1 月 20 日付け基発第 01200003 号（以下「施行通達」という。）の第 3 において、標記について示されたところであるが、この取扱いに当たっては、下記の事項に留意の上、その円滑な運用を図るよう配意されたい。

なお、平成 14 年 11 月 11 日付け基労補発第 1111001 号は平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止する。

#### 記

1 平成 15 年 3 月 31 日までの間に業務上外の決定を行うじん肺有所見者（石綿肺の所見がある者を除く）に発生した原発性肺がん（以下「肺がん」という。）については、平成 14 年 11 月 11 日付け基発第 1111001 号に基づき、事務処理を行うこと。

2 施行通達の記の第 3 の 2 における「症状確認日（医師による診断確認日）」とは、じん肺法第 3 条に基づく胸部らせん CT 検査又は喀痰細胞診若しくはその他肺がんの診断の基礎となった検査の実施日であること。

3 肺がん発症から相当期間が経過した者から労災保険給付の請求があった場合には、業務上外の判断に当たっては肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分の状況を認定要件としているが、じん肺法第 15 条第 1 項によるじん肺管理区分の決定の申請（以下「随時申請」という。）は現時点のじん肺管理区分の状況を決定するものであることから、随時申請の結果により業務上外を決定することは適当でないことから施行通達の記の第 3 の 2 の(2)なお書きにより取り扱うこと。

4 エックス線写真、肺機能検査結果、胸部臨床所見等から、じん肺の進展度等を総合的に判断しても、なお、肺がんの症状確認日以前のじん肺管理区分の判断が著しく困難な事案については、本省補償課と協議すること。

5 施行通達の記の第3において石綿肺の所見がある者を除くとしているのは、石綿肺の所見がある者に発生した肺がんについては、従来から労働基準法施行規則別表第1の2第7号7に該当する業務上疾病として取り扱っているところであり、その取扱いに変更はないものであること。